

平成 22 年度 第 2 回

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会 議事要旨

(案)

- 1 日 時 平成 22 年 8 月 5 日 (木) 14 時 00 分～16 時 00 分
- 2 場 所 主婦会館プラザエフ 8 階 スイセン
東京都千代田区六番町 15 番地
- 3 出席者 (順不同・敬称略)
(委員) : 野村座長・金田座長代理・阿部委員 (代理出席 大竹副参事)・有野委員・伊藤委員・
太田委員・川井委員・清澤委員・見学委員・竹中委員・中園委員・星川委員・山口委員
(オブザーバー) : 田口情報支援専門官 (厚生労働省)
小原警報設備部長 (日本消防検定協会)
(事務局) : 濱田予防課長、三浦設備専門官、竹村国際規格対策官、河関上席研究官、細川地震等災
害研究室長、塩谷設備係長、伊倉事務官、長松事務官、大歳事務官、西田事務官 (消防
庁)
- 4 配布資料
資料 2 - 1 平成 22 年度第 1 回聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討
会議事要旨 (案)
資料 2 - 2 金田委員提供資料 (筑波技術大学の警報システム)
資料 2 - 3 中園委員提供資料
資料 2 - 4 山口委員提供資料
資料 2 - 5 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等に関する検討の論点及び手順・体制等 (案)
について
参考 2 - 1 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等に係る海外の状況について
(日本火災報知機工業会提供資料)
参考 2 - 2 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等に係るニーズ調査等について
- 5 議事
冒頭、野村座長から会議のユニバーサルデザイン化のため、発言する際には挙手し、所属を明示し
た上で意見を述べるようにしてもらいたいとのお願いがあった。
(1) 前回の検討結果の確認について
事務局から資料 2 - 1 に基づいて説明が行われた。時間の都合上、後ほど各自で確認していただ
き、意見がある場合には 1 週間以内に事務局に連絡することとなり、了承された (その後、事務局
へ修正等の意見はなし)。
(2) 各委員からの提出資料の説明について
金田座長代理、中園委員及び山口委員から、それぞれ資料 2 - 2、資料 2 - 3 及び資料 2 - 4 に
基づいて説明が行われた後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。
筑波技術大学の訓練状況や警報システムの課題等について、どのように対応しているのか。
従来の寄宿舎に設置されている設備では、なかなか警報を伝えることができなかったため、新
寄宿舎ではより効果的な設備を導入するというような対応をしている。ただ、最終的には、
教職員が寄宿舎の各個室を確認するという人的な対応が必要と考えている。
資料 2 - 2 中の写真は全て昼間のようなのだが、夜間に訓練を実施したことはあるか。
夜間の訓練は実施したことがない。
実際に火災に遭遇することは滅多にないので、訓練でシミュレーションしてみるというのは常

的手段だと思う。訓練時には消防職員も立ち会い、防災という観点から、訓練をよく観察することで、火災警報装置とはこうあるべきだという話がでてくるのではないか。そういう意味で、訓練は非常に大切なので、様々な想定でやるべきと考える。

夜間に実際に訓練を実施したことがあるが、やはり危険であった。聴覚障がいに加えて真っ暗な状況になると、精神的にパニック状態になり非常に危険なので、昼間に職員の配置について夜間を想定した2名で行う等の対応をしている。

昭和61年か62年に兵庫県の有馬温泉で知的障がい者の施設が火災になり、7人ぐらいの方が亡くなられた。その施設長は非常に訓練に熱心であったが、それでも火災で7人ぐらいの方が亡くなられたという事例がある。これを踏まえると、訓練というものは、できるだけ実状にあったような形で行うことを考えていく必要があるのではないか。

一方、外国でいろんな老人福祉施設における火災の避難訓練を見てきたが、ほとんどの場合、入所者は参加せず、全て職員だけで訓練を行っていた。

将来、こういうことについて補助金を出す際の参考として聞きたいのだが、先ほど紹介いただいたような設備のメンテナンスは、どのようにしているか。また、女子の寄宿舎でこのくらいの設備を設置すると、大体どれぐらいのコストがかかるか。

メンテナンスに関して定期的実施しているが、実は毎年1回程度、異常警報がでる。これはある意味訓練になっているので、結果的にはいいことかと思っているが、システムが20数年経過しているので、そろそろ考えなければいけないと思っている。

また、新築の女子棟は約36戸あり、これに先ほど紹介した警報設備と個室の警報設備を設置するだけで数千万円かかっていると思う。さらに充実させるためには、おそらく倍ほどかかると思う。ただし、こういった国立の寄宿舎は文部科学省で基準が決まっており、スペースや金額の問題といった限られた条件の中で最大限努力した結果が数千万単位だったというふうに記憶している。

本日説明いただいた3人の方からこういう問題が出たことについては、データをうまくまとめていただき、最終的な報告に反映していくということで対応していきたい。

(3) 今後の研究・開発及び導入・普及の促進に向けた論点等について

事務局から資料2-5に基づき説明が行われた後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は次のとおり。

資料2-5 1 (2) ア にある「事業所用」という言葉と、前回の資料であった「施設向け」という言葉の考え方の違いについて説明をいただきたい。

事業所向けという言葉の考え方について、基本的には前回説明した施設向けというイメージに近い。居住系の、例えば共同住宅のような所はむしろ住宅の考え方に近いと思っているのでこれらは含まず、事業者が何か事業を行っているような場所というイメージで考えている。この場合、不特定多数の方が使う比較的公共的な事業所と、工場のように特定の人しか使わない事業所があると思うが、両方を検討の対象にしたいと思っている。しかし、必要性や設置方法については、当然に違いや濃淡があると思っている。

既存の建物と新築の建物を分けて考えるという話がでていたかと思うが、既存建物はどうするのか。

新築について、日本で開発された製品も少なくなく、実際に供給することも準備期間を設ければ可能と考えられるので、早急に対応することは可能であると思っている。一方で既存建物については、早期の実現は望まれているが、現に使用されている建物の工事方法や費用負担等のさまざまな問題もあるので、対応の仕方について検討する必要がある。例えば、ある程度の猶予期間をおくこと、大規模改修の際、あるいは防災設備の入れ替えの際に行う、用途や公共性の高さの違いで濃淡を付けるなど色々な対応の仕方があると思うので、この場でご議論頂きたい。

既存建物については、製品がないので、ある程度免除しようという考えになっていると思うが、

フラッシュ付き警報器等の機器は日本製であり、移報接点がついているのでこのまま既存の建物にも付けようと思えば付けることができると思う。今あるものを活かしていくという考え方はないのか。

先ほどの事務局の説明では、既存建物を免除しようとは一言も言っていない。新築については基本的にやっていくものであって、既存建物については色々な進め方があるので、それを議論しましょうということを言っている。事務局もそのような認識でよいか。

そのとおり。後施工の容易さや設備の設置コスト、用途上の必要性を含めながら、どのように設置していくか検討していきたい。

「事業所向け」の設備について議論があったが、もし可能であれば個室ビデオ店についても着目していただきたい。この施設は、ヘッドフォンを付けたまま寝てしまうと、聴覚障がい者ではなくても火災時に警報音が聞こえないおそれがある。

諸外国の事例等を踏まえると、まず進め方の第一に音と光の警報を法制化するというのが、この会議の一番重要な事項として決定されて、その他の進め方については様々な意見交換をしながら実現に向けていくという論の建て方にしていきたい。

今回の調査そのものについては、聴覚障がい者が対象ということだが、ここで得た結果をユニバーサルデザイン社会にどのように広めていくことができるかということ、最終報告の段階では少し広げて考えて頂きたい。

聴覚障がい者は、5覚のうち聴覚が使えないだけであって、それ以外の4つの感覚機能は使える。

聞こえない場合は音声と光のセットで、という考えは良いと思うが、問題は就寝中で、眠りが深いとどうしても光は感じとれないので、その場合は振動の方が感じやすい。振動ベッドはかなり効果があると思う。ヘッドフォンをつけていると分からないという話もあったが、これも振動であれば感じとることができると思う。耳の聞こえる方も使える汎用性のあるものだと思うので、耳が聞こえなくて目を閉じている状態についても検討して頂ければと思う。

振動は、手や体で触れる場所については効果があり考えるべきだが、効果がない場所もあるので、振動が常に必要というよりは、こういう場合は振動が必要だというように見方を少し広げて検討する必要があるように思う。障がいされた以外の5感をフルに活用するというのは、障がいをお持ちの方の原則で、妥当な意見だと思う。

アンケートそのものの業務委託について、私達もよくメルマガやツイッターで様々な方から意見をいただいているが、とりわけ、この問題に対する関心がネット上でも高いので、委託を受けた方だけでなく、もう少し広くこの委員会から一般にアンケートについてサイト等を通じて呼びかけたりしてもいいのではないかと。

光や音に関してはアメリカやイギリスで調査研究が行われているが、振動に関する調査研究があまりないと思うので、そのこと自体を考える必要があると思う。

また、金田先生の資料の中であった文字表示について、何か検討を進めることができないかと考えている。例えば、どういう情報をどういう順番で流すかということ自体も、おそらく深く関係してくると思うので、検討範囲に含められるといいと考える。

振動については、オーストラリアで割と研究が進んでいるらしいので、情報を集めていただきたい。

アンケートの取り方について、100人というのはどういう根拠で決められたのか。統計学を根拠に100人なのか、それとも予算上のことなのか。

また、ネット上で呼びかけることにより、聴覚障がいの方から多くの情報を集めることもできると思うので、人数の集め方を工夫していただきたい。

参考資料の調査は、入札発注の仕様書で最低限のものになり、これに基づいて調査委託者が提案書を作成し応募しているところで、プラスアルファの要素が入ってくると考えている。

この調査以外にサイトでの呼びかけのようなもの等についても、ご意見を踏まえて検討して

いきたい。

アンケート項目が決まったら、メール等で委員の意見を反映できる仕組みを作って頂きたい。委員の方も大変かとは思いますが、ご協力頂きたい。

先だっで行われたCM字幕の実験では、わずか数日で 300 人以上の聴覚障がいの方々から意見をいただいた。聴覚障がい者のうち、年齢層の若い方は、ほとんどがメールをコミュニケーションツール手段として使用されているので、メールやサイト等を使用すれば、多くの母数が集まる。一方、メール等を使用されない年齢層の高い方々に対しては、対面式や文書で調査することで、幅広く多くの方から意見をいただくことができると思う。より多くの方からいただいて、正確なデータを集めてほしいと思う。

アメリカだとアメリカ標準規格、イギリスだとBS規格ということで光・振動について規格・基準化されている。これにより、相互に接続でき、色々な機械が混在して使えるということで使い勝手がよくなっている。日本でもぜひこの機会に火災報知機に接続する機器、住宅用警報器に接続する光や振動の機器との接続の規格を統一して普及できればいいと考えている。

表題に聴覚障がい者に対応した火災警報設備等となっているが、このことが実現すれば、聴覚障がい者以外のお年寄りや一般の方々にとっても非常に分かりやすい、良い警報手段になると思うので、是非、実現させていただきたい。

個人の家庭への補助について、日本の場合は、身体障がい者手帳が原則1級か2級であれば補助がもらえるが、条件によってももらえない場合がある。

(補助の対象とはならない) 軽い難聴の人達は補聴器を付けていれば聞こえるかもしれないが、補聴器は寝るときに外すので、軽い難聴の人達も非常ベルの音は聞こえないと思う。

このあたりも含め、アメリカやヨーロッパの補助制度について、どうなっているのかを知りたい。

(4) その他

第3回について、今後事務局の方で調査委託を進め、一定の結果を得てから（おおむね2～3ヶ月後）開催することとした。

また、その間に、アンケートの質問項目について各委員へメール等で調整することとした。

以上